（別表１）

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間　令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

本市の登録種目	010　土木一式工事	建設業法上の建設工事の種類	土木一式工事
本市の工事種目	01　土木工事	建設業許可の業種	土木工事業

<table>
<tr><th rowspan="2">物件等級</th><th rowspan="2">経営事項審査の総合評定値（P 点）</th><th rowspan="2">予定価格（税込）</th><th rowspan="2">総合評価落札方式（特別簡易型）</th><th colspan="3">地域要件</th><th colspan="5">受注可能本数（予定価格 700 万円（税込）以上に適用）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">本店業者</th><th rowspan="2">支店業者</th><th rowspan="2">市外業者</th><th colspan="2">本店業者</th><th colspan="2">支店業者</th><th rowspan="2">市外業者</th></tr>
<tr><th>土木参加希望のみ</th><th>土木・建築または土木・舗装</th><th>土木参加希望のみ</th><th>土木･建築又は土木･舗装</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">1,100 点以上</td><td>６億円超</td><td rowspan="2">適用</td><td rowspan="4">入札参加可</td><td rowspan="2">入札参加可</td><td rowspan="5">入札参加不可</td><td colspan="4">受注本数制限なし</td><td rowspan="5">受注不可</td></tr>
<tr><td>６億円以下
３億円以上</td><td rowspan="3">３本</td><td rowspan="3">参加希望工事内で２本</td><td>１本</td><td>参加希望工事内で１本</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">800 点～
1,099 点</td><td>３億円未満
１億円以上</td><td rowspan="3">適用外</td><td rowspan="3">入札参加不可</td><td colspan="2" rowspan="3">受注不可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C</td><td rowspan="2">600 点～
799 点</td><td>１億円未満
３千万円以上</td></tr>
<tr><td>D</td><td>600 点未満</td><td>３千万円未満</td></tr>
</table>

※　契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
予定価格が６億円を超える案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

（総合評定値に関する事項）

・　経営事項審査の総合評定値（P 点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。

・　「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P 点）から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P 点）とみなすものとする。

（建設業許可区分に関する事項）

・　予定価格１億円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
なお、経営事項審査の総合評定値（P 点）が 800 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格３千万円（税込）以上１億円（税込）未満の案件に参加できるものとする。

（地域要件に関する事項）

・　本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
［本店業者］主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
［支店業者］主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
［市外業者］契約締結の営業所を大阪市外としている者

（受注可能本数に関する事項）

・　令和８年度に大阪市優良成績認定要綱による優良成績認定を受けた本店業者については、その当該工事種目について、１本を上記の受注可能本数に加えるものとし、該当する工事が複数ある場合であっても、受注可能本数に加えるのは、１本限りとする。また、令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から１本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、１本限りとする。

・　請負工事成績評定要領第９条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去６年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が令和７年１月１日から令和７年 12 月 31 日のものを対象とする。

（別表２）

入札参加資格の審査等の取扱いについて

事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

（受注制限）

１　受注制限とは、別表１に定める取扱期間内における受注可能本数を制限することをいう。

（受注可能本数）

２　受注可能本数とは、別表１に定める取扱期間内における落札可能本数のことをいう。

（受注可能本数に達した場合の取扱い）

３　受注可能本数には、落札候補者（共通事項９参照）として審査順位が公開された時点で落札者とみなされる案件も含むものとし、受注可能本数が残り１本の者が落札候補者として審査順位が公開された時点で、受注可能本数に達したものとみなす。

ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効又は落札者としない決定（以下、「無効等」という。）がされた時点で受注可能本数に含まないものとする。

４　複数案件において同時に落札候補者となった場合については、公告本文に定める開札日時の早い案件（公告本文に定める開札日時が同一の場合は、予定価格が高い案件。ただし、落札候補者が無効等になったことにより次順位の者が新たに落札候補者となる場合は、その日を開札日とみなす。）から順に受注可能本数に含むものとする。

５　落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として当該落札候補者の入札を無効とする。

（随意契約に移行する場合の取扱い）

６　再度入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第 167 条の２の第１項第８号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

（無効とする時点の取扱い）

７　無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。

（１）　審査順位が公開された当日に無効とする審査対象項目

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する場合

②　建設業法第 28 条第３項もしくは同条第５項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。）

③　大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置

④　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置

⑤　工事費内訳書

⑥　入札参加申請書（共同企業体での入札の場合に限る。）

⑦　自己採点表（総合評価落札方式案件の場合に限る。）

（２）　審査順位が公開された日の翌日から起算して２日後（本市における執務の休日を除く。）に無効とする審査対象項目

①　登録種目

②　希望種目

③ 地域要件
④ 受注可能本数
⑤ 資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
⑥ 自己採点表の根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合（総合評価落札方式案件の場合に限る。）
⑦ 建設業許可
⑧ 経営事項審査
⑨ 社会保険
⑩ 配置予定技術者
⑪ 共通事項３に定める関係会社の参加の有無
⑫ 消費税及び地方消費税の未納
⑬ 指定給水装置工事事業者（入札参加資格で求めている場合に限る。）
⑭ 入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
⑮ 理由書（労務費ダンピング調査用）を指定する日時までに提出しなかった場合（労務費ダンピング調査の対象案件の場合に限る。）

（３） 審査順位が公開された日の翌日から起算して４日後（本市における執務の休日を除く。）に無効とする審査対象項目

低入札価格調査根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合（総合評価落札方式案件の場合に限る。）

（４） 審査順位が公開された日の翌日から起算して５日後（本市における執務の休日を除く。）に無効とする審査対象項目

（１）及び（２）以外の審査対象項目

（５） 低入札価格調査により無効とする時点は、審査順位が公開された日の翌日から起算して 17 日以内（本市における執務の休日を除く。）とする。

（無効等となった場合の取扱い）

8 落札候補者が、無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

（資格審査資料の取扱いの特例）

9 落札候補者が、７（１）のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。

10 落札候補者が、７（２）④の入札参加資格を有しない、もしくは７（２）⑭の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書（落札候補者用）により資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。

（無効等とする公表の取扱い）

11 無効等に該当する者がある場合は、大阪市調達・契約システムの「調達・入札情報」＞「調達・入札結果一覧」で公表する。

（落札決定の取扱い）

12 落札決定予定日については、公告本文に明示する。

また、落札決定までの日数については、原則として審査順位が公開された日の翌日から

起算して５日後（本市における執務の休日を除く。）とし、低入札価格調査を行った案件は審査順位が公開された日の翌日から起算して 17 日以内（本市における執務の休日を除く。）とする。

（日程等の特例）

13　上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状勢を考慮する場合がある。

（別表３）

落札候補者提出資料について

１．提出方法

大阪市調達・契約システムに添付する方法により提出すること。※1

（※１　大阪市調達・契約システムで提出できない場合は電話にてご連絡のうえ下記メールアドレス宛に提出すること。）

➡ kouji-jigoshinsa@city.osaka.lg.jp

電話：　０６－６４８４－７８９３

２．提出期限（下記の時間までに必着のこと）

審査順位公開日の翌日※2の午後５時30分

ただし、低入札価格調査制度を適用する案件における低入札価格調査根拠資料については、審査順位公開日の翌日※2から起算して３日後※2の午後５時30分

なお、これらによらない場合は、別途本市の指定する日時とする。

※２　本市における執務の休日を除く

３．提出書類

○…必須書類、△…必要に応じて提出する書類

		確認欄	書類の要・否	提出書類	説明
ダウンロード可能なもの	1		○	001　入札参加資格審査申請書	・本市指定様式 ・以下リンクをクリックまたは、大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集（工事請負関係）】>【入札参加資格審査申請様式】からダウンロード リンクはこちら➡　入札参加資格審査申請書一覧
	2		○	002　配置予定技術者調書	
	3		○	003　資本関係・人的関係等に関する調書（両面印刷）	
	4		○	004　社会保険等に関する誓約書	
	5		○	005　大阪市税等に関する誓約書	
	6			006　施工実績調書	
	7			007　使用船舶宣誓調書（両面印刷）	
	8			008　災害時及び故障時等で６時間以内の配置確認調書	
	9			009　施工体制確認書（給排水衛生塗装工事）	
	10		△	100　主任技術者経歴書 ・実務経験による主任技術者を配置する場合のみ	
	11			101　用船契約に関する誓約書 ・工事期間中に用船契約が満了する場合のみ	
	12		△	102　計画書 ・共通事項１(2)③カ（専任特例１号）又は共通事項１(2)③コ又はシの適用を受ける場合のみ	
	13		○	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（両面印刷）	・本市指定様式 ・以下リンクをクリックまたは、大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集（暴力団等排除関係）】>【元請人用ダウンロード】からダウンロード リンクはこちら➡　各種資料・ダウンロード
ご準備いただくもの	14		○	配置予定技術者調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件を満たす資格・免許、雇用関係等について、これを証する書類を添付すること（書類に個人番号（マイナンバー）の記載があれば、黒塗りした上で添付すること） ・雇用関係書類は次のいずれかの資料（写し）により確認します。 （ただし、代表者を配置予定技術者とする場合を除きます。） (1)監理技術者資格者証 (2)健康保険被保険者証（記号、番号、保険者番号、QRコードを黒塗りすること） （所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和７年12月１日までの取扱いとする。） (3)健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたことの分かるもの） (4)健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 (5)市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
	15		○	経営業務の管理責任者証明書等（様式第７号もしくは様式第７号の２（第一面から第四面まですべて）） 専任技術者証明書（様式第８号（1）又は（2））もしくは専任技術者一覧表（様式第１号別紙４）※	・建設業許可申請書（副本）の写しを提出すること（許可業種全て） ※直近の届出が平成27年３月31日以前：専任技術者証明書（様式第８号（1）又は（2）） 直近の届出が平成27年４月１日以降：専任技術者一覧表（様式第１号別紙４）
	16		○		
	17			施工実績調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件について、これを証するものとして、調書に指定の書類を添付すること
	18			使用船舶宣誓調書記載内容を証する資料	
	19			災害時及び故障時等で６時間以内の配置確認調書記載内容を証する資料	
	20			優良住宅部品認定書の写し	・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ
	21			管理体制表	・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ
	22			指定給水装置工事事業者証の写し	施工場所が大阪市外の場合は、工事場所が所在する水道事業者の指定給水装置工事事業者証の写し
	23		△	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（証明印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	24		△	雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	25		△	障害者雇用状況報告書の写し	・公共職業安定所へ提出した最新のもの ・提出の必要がある者のみ
	26		△	事業協同組合員名簿	・開札日現在の組合員がわかるもの ・事業協同組合で入札参加した場合のみ
	27		△	領収書の原本	・入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税を開札日以前２週間以内に納付した場合のみ ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	28		△	大阪市優良成績認定書	・別表１の取扱いにより、大阪市優良成績認定を受け、受注可能本数を１本加える場合

４．総合評価落札方式を適用する案件の際に必要となる資料

	確認欄	提出書類	説明
1		総合評価落札方式技術資料提出書	・本市指定様式 ・本ファイル（公告）の総合評価落札方式技術資料提出書（様式１～５）を使用すること
2		技術資料の記載内容を証する資料	・総合評価落札方式技術資料提出書を証するものとして、別表４に記載の書類を添付すること
3		低入札価格調査根拠資料※３	【低入札価格調査制度適用案件において調査基準価格未満の価格で入札した落札候補者】 ・設計図書に含めて配布した低入札価格根拠資料作成要領等を確認し必要書類を提出すること

※３　低入札価格根拠資料については、大阪市調達・契約システムを利用して提出すること。
　　大阪市調達・契約システムで提出できない場合は電話にてご連絡のうえ上記メールアドレス宛に提出すること。

自己採点表（事後審査型）【令和８年度】

工事名称：北部方面管理事務所管内下水管渠再構築工事（Ｒ８－３－１）
商号又は名称：

評価分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点（入札者）	評価結果（発注者）
企業の施工能力	優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無	当年度及び過去４年度の間（令和４～令和７年度）の本市発注工事の同一種目（土木工事）における優良成績認定事業者表彰又は優良成績認定の有無（いずれかを加点する）	優良成績評定事業者表彰を受けた	1		
			優良成績認定を受けた	0.5		
			いずれもない	0		
	優良な工事成績点	過去５年度の間（令和３～令和７年度）の本市発注工事の同一種目（土木工事）における工事成績評定点の最高点	80点以上	2		
			75点以上80点未満	1		
			70点以上75点未満	0.5		
			70点未満又は実績なし	0		
	同種工事の施工実績の有無	過去10年度の間（平成28～令和７年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事（※1）の元請施工の実績	３件以上	2.5		
			２件	1.5		
			１件	0.5		
			０件	0		
	工事成績評定が65点未満のものの有無	前年度（令和７年度）に工事成績評定が65点未満のものの有無	あり	-2		
			なし	0		
技術者等の配置	配置予定技術者の工事成績評定	過去５年度の間（令和３～令和７年度）の本市発注工事の同一種目（土木工事）において監理技術者又は主任技術者として従事した工事成績評定点の最高点	80点以上	2		
			75点以上80点未満	1		
			70点以上75点未満	0.5		
			70点未満又は実績なし	0		
	配置予定技術者の施工経験	過去10年度の間（平成28～令和７年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事（※1）において監理技術者又は主任技術者として従事した施工実績	３件以上	2.5		
			２件	1.5		
			１件	0.5		
			０件	0		
	若手・女性技術者等の配置	若手（入札書提出期限日現在において40歳以下）又は女性を監理（主任）技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかを配置	配置する	0.5		
			配置しない	0		
社会性・信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO9001の認証取得	取得している	0.5		
			取得していない	0		
	環境マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO14001又はエコアクション21の認証取得	取得している	0.5		
			取得していない	0		
	障がい者の雇用状況	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している	達成又は雇用している	0.5		
			上記以外	0		
	ワークライフバランスの取組	・大阪市女性活躍リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証 ・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定 ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業 主行動計画提出義務がない企業の同計画の届け出 上記いずれか	取得又は届け出している	0.5		
			取得又は届け出しない	0		
	賃上げなど給与増の取組	直近の事業年度又は暦年に賃上げの実施など従業員の給与等を増額（大企業３％、中小企業等1.5％）	増額した	0.5		
			増額していない	0		
	若年技術者の育成に関する取組	技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15％以上又は新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の１％以上のいずれか	満たしている	0.5		
			満たしていない	0		
	建設キャリアアップシステムの活用	建設キャリアアップシステムの登録	登録している	0.5		
			登録していない	0		
地域貢献度	災害時の活動協力	災害時協力協定等の締結	締結している	0.5		
			締結していない	0		
加算点合計				14.5	0	0

（※1）同種工事は、国勢調査に基づく人口集中地区（DID）内で施工した下水道管渠の更生工事であって、既設管内径300mm以上かつマンホール間延長30m以上を含む工事とする。

各評価項目の評価基準及び留意事項等

1　企業の施工能力

(1) 優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無

<table>
<tr><th>評価内容</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">当年度及び過去４年度の間（令和４～令和７年度）の本市発注工事の同一種目（土木工事）における優良成績認定事業者表彰又は優良成績認定に該当する業者を優位に評価します。
（いずれかを加点する）</td><td>優良成績認定事業者表彰を受けた</td><td>1</td></tr>
<tr><td>優良成績認定を受けた</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>いずれもない</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">提出書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">・優良成績評定事業者表彰の表彰状の写し
・優良成績認定証の写し</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価における留意事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">・対象となる工事が共同企業体による場合は、出資比率が１５％以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付してください。（工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写し等）</td></tr>
</table>

(2) 優良な工事成績点

<table>
<tr><th>評価内容</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="4">過去５年度の間（令和３～令和７年度）の本市発注工事の同一種目（土木工事）における工事成績評定点の最高点が高い業者を優位に評価します。</td><td>80 点以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>75 点以上 80 点未満</td><td>1</td></tr>
<tr><td>70 点以上 75 点未満</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>70 点未満又は実績なし</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">提出書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">・工事成績評定通知書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="3">評価における留意事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">・対象となる工事が共同企業体による場合は、出資比率が１５％以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付してください。（工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写し等）</td></tr>
</table>

(3) 同種工事の施工実績の有無

<table>
<tr><th>評価内容</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">過去 10 年度の間（平成 28～令和７年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事の元請施工の実績がある業者を優位に評価します。</td><td>３件以上</td><td>2.5</td></tr>
<tr><td>２件</td><td>1.5</td></tr>
</table>

	1件	0.5
	0件	0
提出書類		
以下の①～③により確認します。 ①同種工事施工実績調書（様式－１） ②工事請負契約書、設計書、図面、CORINS 等の写し ③工事場所が人口集中地区（DID）内であることを証明する書類		
評価における留意事項		
・同種工事は、国勢調査に基づく人口集中地区（DID）内で施工した下水道管渠の更生工事であって、既設管内径 300 ㎜以上かつマンホール間延長 30m以上を含む工事とします。 ・対象となる工事が共同企業体による場合は、出資比率が１５％以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付してください。(工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写し等)		

(4) 工事成績評定が 65 点未満のものの有無

評価内容	評価基準	配点
前年度（令和７年度）に工事成績評定が 65 点未満の実績がある業者を減点します。	あり	-2
	なし	0
提出書類		
・工事成績評定についての申告書（様式－２）		

２　技術者等の配置

入札参加資格審査において、配置予定技術者を複数名申請する場合は、評価は低い点数の技術者で行いますが、根拠資料は申請した全員分の資料を提出してください。

(1) 配置予定技術者の工事成績評定

評価内容	評価基準	配点
過去５年度の間（令和３～令和７年度）の本市発注工事の同一種目（土木工事）において監理技術者又は主任技術者として従事した工事成績評定点の最高点が高いものを配置する業者を優位に評価します。	80 点以上	2
	75 点以上 80 点未満	1
	70 点以上 75 点未満	0.5
	70 点未満又は実績なし	0
提出書類		
以下の①～③により確認します。 ① 入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ② 工事成績評定通知書の写し		

③ 工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し
評価における留意事項
・対象となる工事が共同企業体による場合は、出資比率が１５％以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付してください。(工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写し等)

(2) 配置予定技術者の施工経験

評価内容	評価基準	配点
過去 10 年度の間（平成 28～令和 7 年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事において監理技術者又は主任技術者として従事した施工実績があるものを配置する業者を優位に評価します。	3 件以上	2.5
	2 件	1.5
	1 件	0.5
	0 件	0
提出書類		
以下の①～③により確認します。 ①配置予定技術者の同種工事施工実績調書（様式－３） ②工事請負契約書、設計書、図面、CORINS 等の写し ③工事場所が人口集中地区（DID）内であることを証明する書類		
評価における留意事項		
・同種工事は、国勢調査に基づく人口集中地区（DID）内で施工した下水道管渠の更生工事であって、既設管内径 300 ㎜以上かつマンホール間延長 30m以上を含む工事とします。 ・施工実績は全工期従事したものを評価対象とします。 ・対象となる工事が共同企業体による場合は、出資比率が１５％以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付してください。(工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写し等)		

(3) 若手・女性技術者等の配置

評価内容	評価基準	加算点
若手（入札書提出期限日現在において 40 歳以下）又は女性を監理（主任）技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかに配置する業者を優位に評価します。 ※上記の複数に配置している場合でも重複して評価はしない。	配置する	0.5
	配置しない	0
提出書類		

・若手・女性技術者等配置調書（様式－４） ※健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等事実を証明することが可能な書類の写し
評価における留意事項

3　社会性・信頼性

（1）品質管理マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	加算点
本市との契約締結の営業所において ISO9001 の認証取得している業者を優位に評価します。	取得している	0.5
	取得していない	0
提出書類		
以下の①、②により確認します。 ①ISO9001 登録証の写し ②本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し		
評価における留意事項		
・開札日において、有効期限が切れていないもので、かつ、本市と契約を締結する権限を有している営業所が認証取得している場合にのみ評価対象とします。 ・認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限ります。		

（2）環境マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	加算点
本市との契約締結の営業所において ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得している業者を優位に評価します。	取得している	0.5
	取得していない	0
提出書類		
ISO14001 の場合は以下の①、②により確認します。 ①ISO14001 登録証の写し ②本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し エコアクション 21 の場合 ・エコアクション 21 認証・登録証の写し （本市との契約締結の営業所が対象事業所に登録されていること）		
評価における留意事項		
・開札日において、有効期限が切れていないもので、かつ、本市と契約を締結する権限を有している営業所が認証取得している場合にのみ評価対象とします。 ・認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限ります。		

(3) 障がい者の雇用状況

<table>
<tr><th>評価内容</th><th>評価基準</th><th>加算点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障がい者を常時雇用している業者を優位に評価します。</td><td>達成又は雇用している</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">提出書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">義務付けられている事業者
・障害者雇用状況報告書（直近の６月１日のもの）の写し
（公共職業安定所（ハローワーク）に電子申請された方は申請用紙を印刷したもの）
義務付けられていない事業者
・障がい者雇用状況調書（様式－５）</td></tr>
</table>

(4) ワークライフバランスの取組

<table>
<tr><th>評価内容</th><th>評価基準</th><th>加算点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証
・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定
・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定
・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定
・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の同計画の届け出
上記いずれかを満たしている業者を優位に評価します。</td><td>取得又は
届け出している</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>取得又は
届け出していない</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">提出書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">・大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証
大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証書の写し
・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定
基準適合一般事業主認定通知書の写し
・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定
基準適合一般事業主認定通知書の写し又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し
・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定</td></tr>
</table>

基準適合事業主認定通知書の写し ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の場合 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印があるもの。受付印がない場合は、一般事業主行動計画策定・変更届の写しに加え、公表方法が確認できる「厚生労働省のホームページ『両立支援ひろば』での企業データ詳細画面の写し」、「自社のホームページの写し」又は「その他公表方法の分かる資料」を添付すること。）
評価における留意事項
・開札日において、本市と契約を締結する権限を有している大阪市内の営業所が有効に取得している場合にのみ評価対象とします。

(5) 賃上げなど給与増の取組

評価内容	評価基準	加算点
直近の事業年度又は暦年に賃上げの実施など従業員の給与等を増額（大企業３％、中小企業等 1.5%）した業者を優位に評価します	増額した	0.5
	増額していない	0
提出書類		
・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（直近２ヵ年度）の写し ・法人事業概況説明書（直近２ヵ年）の写し ・給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書の写し ・税理士等の証明書 上記書類のいずれか		
評価における留意事項		
開札日の属する直近の事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は前年比）で、「給与等受給者一人当たりの平均受給額（中小企業等※においては「給与総額」）」で３％以上（中小企業等においては 1.5%以上）増加したことが確認できた場合に評価対象とします。 詳細については、こちらをご覧ください。 ・総合評価落札方式における「賃上げなど給与増の取組」に対する加点措置について ・総合評価落札方式における「賃上げなど給与増の取組」に対する加点措置について（FAQ）		

(6) 若年技術者の育成に関する取組

評価内容	評価基準	加算点
技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15%以上又は新たに技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の１％以上のいずれかを満たしている業者を優位に評価します。	満たしている	0.5
	満たしていない	0

提出書類
最新の経営事項審査結果通知書写し （評点（W）欄の「若年技術職員の継続的な育成及び確保」又は「新規若年技術職員の育成及び確保」で確認）

（7）建設キャリアアップシステムの活用

評価内容	評価基準	加算点
建設キャリアアップシステムの登録を行っている業者を優位に評価します。	登録している	0.5
	登録していない	0
提出書類		
・事業者登録完了メールの写し ・建設キャリアアップシステムの事業者情報画面の写し ・事業者登録完了のお知らせ（はがき） ・本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し		
評価における留意事項		
・建設キャリアアップシステムの登録は、開札日において、本市と契約を締結する権限を有している大阪市内の営業所が登録している場合にのみ評価対象とします。ただし、本社等、他の営業所で一括して管理している場合で、当該工事においても建設キャリアアップシステムの活用ができる場合においては評価対象とします。		

4　地域貢献度

（1）災害時の活動協力

評価内容	評価基準	加算点
本市と災害協定等を締結している又は締結している団体に加入している業者を優位に評価します （大阪市地域防災計画に基づく防災協定や各区役所へ災害時協力事業者として登録等をしている業者）	締結している	0.5
	締結していない	0
提出書類		
・協定書の写し、ホームページの写し、登録証等締結していることがわかるもの （団体が締結している場合は加入証明書やホームページ等所属していることがわかるものの写し）		

（別表５）

本工事は、技術的な工夫の余地が小さいため、同種工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

共通事項　10　低入札価格調査(1)の価格による失格基準について

以下のとおり価格による失格基準を設定し、調査基準価格に満たない全ての入札者について、失格基準を満たす入札であるか確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者としない。

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未満
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に、別途定める低入札価格根拠資料（本市指定様式）の提出を求める。

令和　年　月　日

大阪市長
大阪市契約担当者　様

大阪市工事請負入札参加資格承認番号（　　）

主たる営業所
（又は支店等）
の 所 在 地

商号又は名称
代　表　者
（又は受任者）
役 職 ・ 氏 名

総合評価落札方式技術資料提出書

別添のとおり技術資料を提出します。
なお、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

工事名称	北部方面管理事務所管内下水管渠再構築工事（Ｒ８－３－１）

【提出資料】

評価分類	記入内容を証明する書類
企業の施工能力	**優良成績評定事業者表彰受賞又は優良成績認定の有無** □優良成績評定事業者表彰の表彰状の写し □優良成績認定証の写し **優良な工事成績点** □工事成績評定通知書の写し **同種工事の施工実績の有無** □同種工事施工実績調書（様式－１） □工事請負契約書、設計書、図面、ＣＯＲＩＮＳ等の写し □工事場所が人口集中地区（DID）内であることを証明する書類 **工事成績評定が65点未満のものの有無** □工事成績評定についての申告書（様式－２）
技術者等の配置	**配置予定技術者の工事成績評定** □入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し □工事成績評定通知書の写し □工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し **配置予定技術者の施工経験** □配置予定技術者の同種工事施工実績調書（様式－３） □工事請負契約書、設計書、図面、ＣＯＲＩＮＳ等の写し □工事場所が人口集中地区（DID）内であることを証明する書類 **若手・女性技術者等の配置** □若手・女性技術者等配置調書（様式－４） ※健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等事実を証明することが可能な書類の写し

社会性・信頼性	**品質管理マネジメントシステムの取得状況** □ISO9001登録証の写し □本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し **環境マネジメントシステムの取得状況** □ISO14001登録証の写し □本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し □エコアクション２１認証・登録証の写し **障がい者の雇用状況** □障害者雇用状況報告書（直近の６月１日のもの）の写し □障がい者雇用状況調書（様式－５） **ワークライフバランスの取組** □大阪市女性活躍リーディングカンパニー認証書の写し （大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーの一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証） □基準適合一般事業主認定通知書の写し （女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定） □基準適合一般事業主認定通知書の写し又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し （次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定 □基準適合事業主認定通知書の写し （青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定） □一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印があるもの。受付印がない場合は、一般事業主行動計画策定・変更届の写しに加え、公表方法が確認できる「厚生労働省のホームページ『両立支援ひろば』での企業データ詳細画面の写し」、「自社のホームページの写し」又は「その他公表方法の分かる資料」を添付すること。） （女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業） **賃上げなど給与増の取組** □給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（直近２ヵ年度）の写し □法人事業概況説明書（直近２ヵ年）の写し □給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書の写し □税理士等の証明書 **若年技術者の育成に関する取組** □最新の経営事項審査結果通知書写し **建設キャリアアップシステムの活用** □事業者登録完了メールの写し □建設キャリアアップシステムの事業者情報画面の写し □事業者登録完了のお知らせ（はがき） □本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し
地域貢献度	**災害時の活動協力** □協定書の写し □ホームページの写し □登録証等締結していることがわかるもの

※該当提出書類の□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。

連　絡　先　　所属名
氏　名
電　話　（　　）　　－
ＦＡＸ　（　　）　　－

（様式－１）

同種工事施工実績調書

工 事 名 称：北部方面管理事務所管内下水管渠再構築工事（Ｒ８－３―１）

商号又は名称：

（実績　　件目／　　件中）

同種工事の条件		国勢調査に基づく人口集中地区（DID）内で施工した下水道管渠の更生工事であって、既設管内径300㎜以上かつマンホール間延長30ｍ以上を含む工事
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
	受注形態	□単体　　□共同企業体（出資比率：　　%）
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	□有　　□無
	人口集中地区（DID）における実績	□有（都市名：　　）□無

（様式－２）

工事成績評定についての申告書

工　事　名　称：北部方面管理事務所管内下水管渠再構築工事（Ｒ８－３－１）
商号又は名称：

当社が大阪市（契約管財局以外が発注する工事を含む）から受注し、昨年度（令和７年度）に完成した工事において、工事成績評定が65点未満のものはありません。

（該当がある場合は、本様式の提出は不要）

（様式－３）

配置予定技術者の同種工事施工実績調書

工 事 名 称：北部方面管理事務所管内下水管渠再構築工事（Ｒ８－３－１）

商号又は名称：

（実績　　件目／　　件中）

配置予定技術者の従事役職･氏名		
同種工事の条件		国勢調査に基づく人口集中地区（DID）内で施工した下水道管渠の更生工事であって、既設管内径300㎜以上かつマンホール間延長30ｍ以上を含む工事
工事経験の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
	受注形態	□単体　　□共同企業体（出資比率：　　％）
	従事役職	□監理技術者　□主任技術者
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	□有　　□無
	人口集中地区（DID）における実績	□有（都市名：　　）□無
申請時における他工事の従事状況等	工事名称	
	発注機関名	
	工　　期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
	従事役職	□監理技術者　□主任技術者　□現場代理人　□（　　）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	□有　　□無

（様式－４）

若手・女性技術者等配置調書

工 事 名 称：北部方面管理事務所管内下水管渠再構築工事（Ｒ８－３－１）
商号又は名称：

技術者等の氏名	
配置の有無	□ 若手　　□ 女性
従事役職	□ 配置予定技術者　□ 現場代理人　□ 担当技術者

♦次に掲げる資料を添付すること。
所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたことの分かるもの）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）のいずれか）の写し

※提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書　類	マスキング項目
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	・ 個人番号（基礎年金番号）
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・変更通知書	・ 当該技術者等以外の者の氏名

なお、ＱＲコードの記載があり、そのＱＲコードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、ＱＲコードにもマスキングを実施すること。

（様式－５）

障がい者雇用状況調書

工 事 名 称：北部方面管理事務所管内下水管渠再構築工事（Ｒ８－３－１）
商号又は名称：

区　　分	内　　訳		
雇用労働者数	常時雇用労働者数		人
	短時間労働者数		人
身体障がい者	常時雇用	重度障害（１・２級）	人
		重度障害以外	人
	短時間労働	重度障害（１・２級）	人
		重度障害以外	人
知的障がい者	常時雇用	重度障害（A）	人
		重度障害以外	人
	短時間労働	重度障害（A）	人
		重度障害以外	人
精神障がい者	常時雇用		人
	短時間労働（雇入れから３年以内又は手帳取得から３年以内を除く）		人

※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に基づき**雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外の事業者で、障がい者を１人以上常用（直接的かつ恒常的に）雇用している場合のみ提出してください。**

※短時間労働者とは、週労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者をいいます。

※身体障がい者及び知的障がい者について、短時間労働者で重度障害以外の方が 1 人いる場合は 0.5 人としてカウントします。

※精神障がい者について、短時間労働者が 1 人いる場合は 0.5 人としてカウントします。